

飲料水の水質検査費用助成金

町では、家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施した方に、その経費の一部を助成します。

水質検査

水道法に基づく検査項目で次の11項目を検査したとき。

- 1) 色度
- 2) 濁度
- 3) 臭気
- 4) 味
- 5) PH値
- 6) 塩素イオン
- 7) 有機物等
- 8) 大腸菌群
- 9) 一般細菌
- 10) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- 11) ヒ素

助成金の額

水質検査費用（消費税及び地方消費税を除く。）の5割で4,000円を限度額とする。〔100円未満切捨て〕

なお、1世帯に対する助成は、1年度につき1回とする。

申請手続き

下記の書類をお持ちになり役場生活環境課で申請の手続きをして下さい。

- ①飲料水水質検査結果書の写し
- ②領収書の写し
- ③印鑑
- ④通帳（口座振込みになります）
- ⑤井戸の場所図

問い合わせ先 ☎ 77-3908

家庭用浄水器設置又は井戸掘り替え費補助金を交付申請される方へ
『実際に購入又は工事をする前に申請書を提出のこと。』

1 補助対象地域

補助対象地域は、町内全域ですが飲料水用の井戸を使用する個人です。
(専用水道及び小規模専用水道の給水区域の方は、対象外です。)

2 補助対象

- 1) 浄水器 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素又はヒ素を除去できる浄水器です。(逆浸透膜方式及びイオン交換法の浄水器で、除去性能及びその継続性が証明できる浄水器とします。)
- 2) 掘り替え井戸 汚染が確認された井戸を掘り替えし、水質が基準に適合した井戸。

3 補助金額

浄水器設置又は井戸掘り替えに必要な費用〔本体と工事費〕の50%で10万円が限度です。

4 補助対象基数 一世帯1基です。

5 申請手続き (窓口は、**環境空港対策課**です。)

① 申請書の提出 《添付書類》1) 見積書 本体・工事費など明確に区分されているもの。

↓

↓

↓

↓

設置又は掘り替え後3カ月程度に業者の責任で水質検査を実施する旨の記載があること。

2) 水質検査結果書

3) カタログ等

② 補助金交付決定通知 (役場より) 「この通知があつてから実際に購入又は工事をする。」

↓

③ 浄水器の設置又は井戸の掘り替え

↓

④ 実績報告書の提出 (設置後1カ月後又は3月31日までに提出。)

↓

⑤ 設置確認

↓

⑥ 補助金確定通知 (役場より)

↓

⑦ 補助金交付請求

↓

⑧ 補助金振込 (申請者の口座へ振込)